

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年7月13日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 綿川 昌明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	中田 尚孝
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	世界3資産分散ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2018年7月14日から2019年7月12日まで) 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

世界3資産分散ファンド

（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

#### お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

### （５）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自

に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

#### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

#### (7) 【申込期間】

2018年 7月14日から2019年 7月12日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

#### (9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

## ( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

## ( 1 2 ) 【その他】

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 申込証拠金

ありません。

## 日本以外の地域における発行

ありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファンドは、内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の株式、債券ならびに不動産投資信託証券へ分散投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

###### ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
<b>追加型</b>	<b>海外</b>	不動産投信
	内外	その他資産 ( ) <b>資産複合</b>

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	<b>グローバル (日本を除く)</b>		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	<b>年12回 (毎月)</b>	アジア		
	日々	オセアニア		<b>なし</b>
不動産投信	その他 ( )	中南米	<b>ファンド・オブ・ ファンズ</b>	
<b>その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式・一般、債 券・公債、不動産投 信)(資産配分固定 型)))</b>		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

#### [ 商品分類表の定義 ]

##### 《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株

式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### 《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### [属性区分表の定義]

##### 《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
  - 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
  - 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
  - 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
  - 一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
  - 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - 格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記からの「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
  - 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、

組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### 《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》



- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

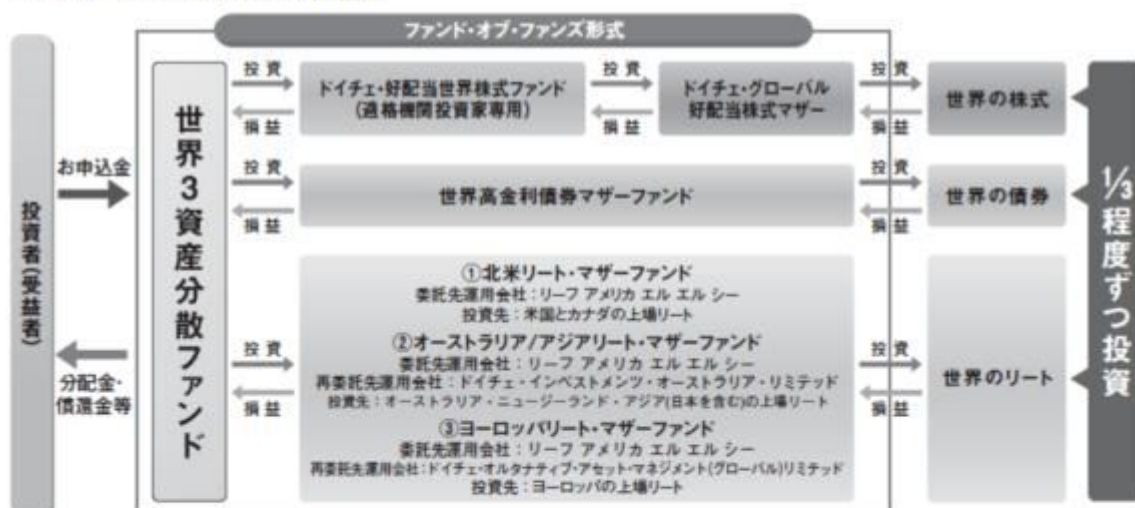
## 《特殊型》

- (1) プル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## 《ファンドの特色》

- 内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（これらを総称して「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。
- 主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の株式、債券ならびに不動産投資信託証券へ分散投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
  - ドイツェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)
  - 世界高金利債券マザーファンド
  - 北米リート・マザーファンド
  - オーストラリア/アジアリート・マザーファンド
  - ヨーロッパリート・マザーファンド

## ファンド・オブ・ファンズの仕組み



- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 資産分散と通貨分散

世界3資産分散ファンドは、投資対象の資産と通貨に分散して投資することでリスクの軽減を目指します。



※上記はイメージ図であり、実際の投資対象通貨とは異なります。

## 分配方針

毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。  
繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、世界高金利債券マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。  
ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。  
分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
- 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

## ファンドの目的・特色 [収益分配金に関する留意事項]

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

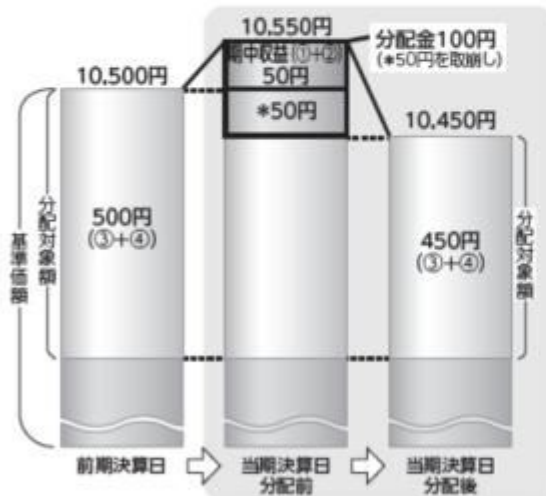
ファンドで分配金が支払われるイメージ



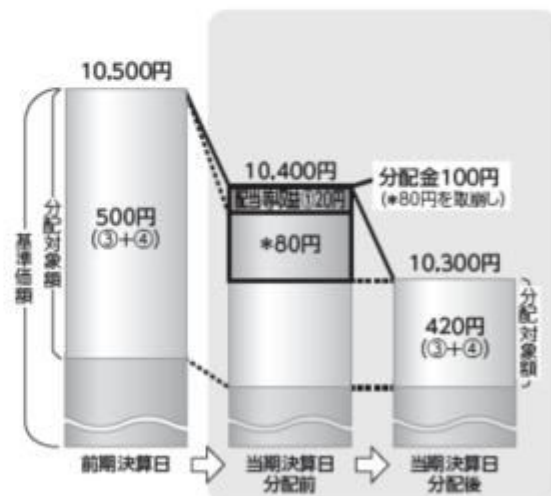
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額(①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金)から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

■ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



■ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

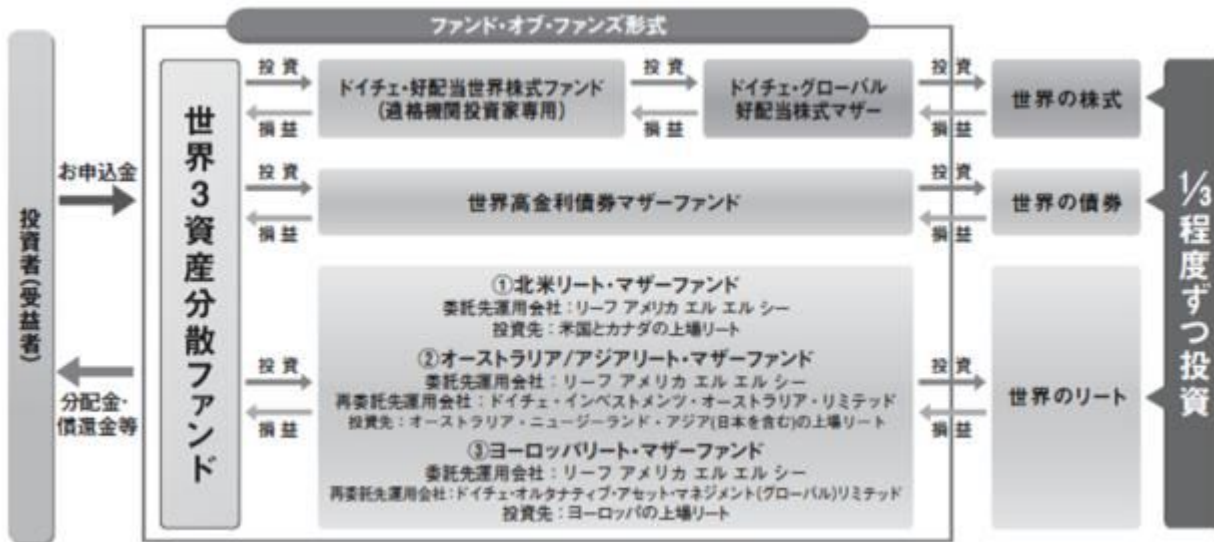
(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## ( 2 ) 【ファンドの沿革】

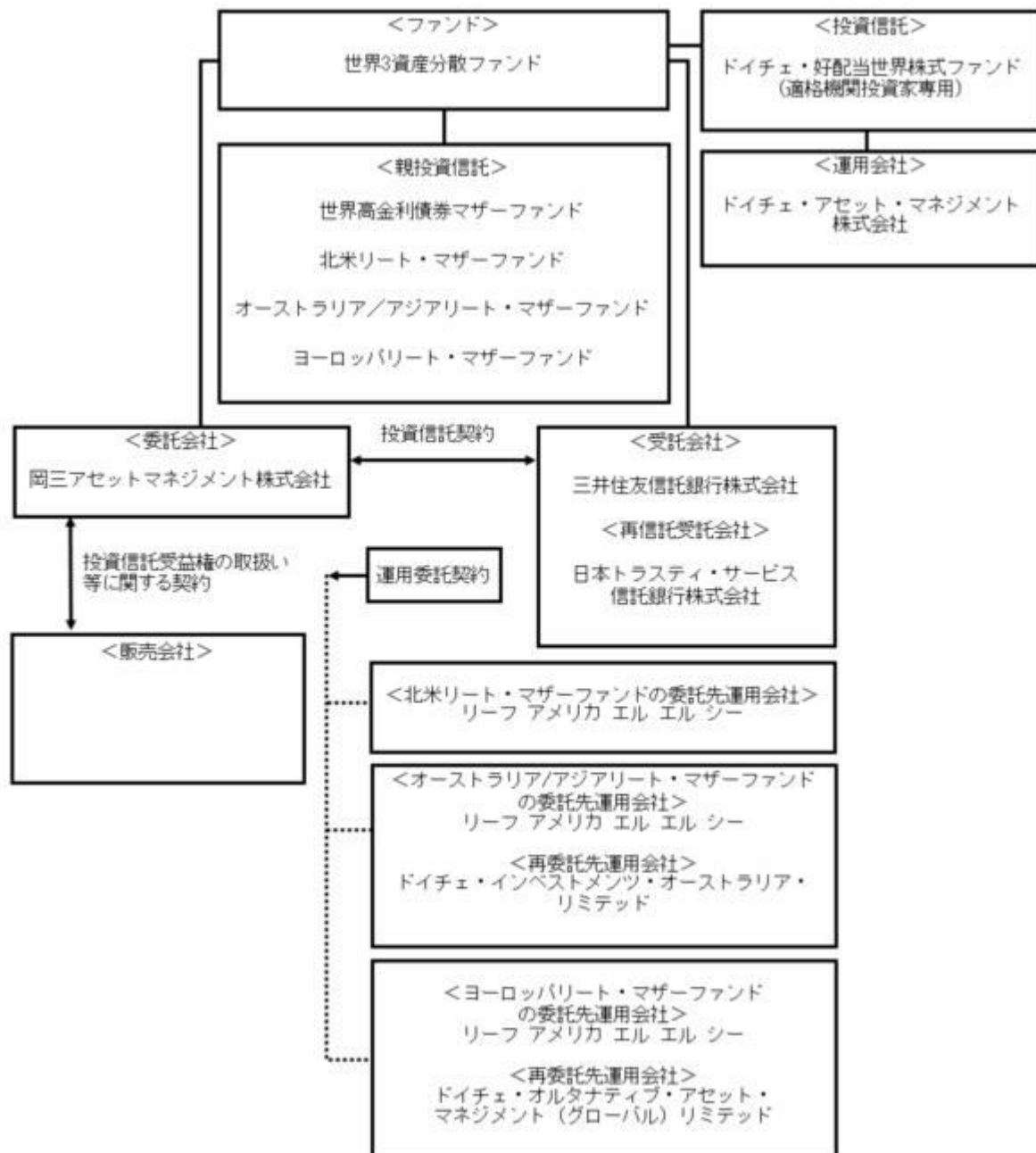
2007年5月31日 投資信託契約締結、設定、運用開始

## ( 3 ) 【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズの仕組み



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
マザーファンドの委託先運用会社	委託先運用会社は委託会社との運用委託契約に基づき、外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。

	<p>&lt; 運用委託契約の概要 &gt;</p> <p>各運用委託契約では、委託会社が各運用会社に委託した運用指図に関する権限の業務内容、各運用会社の注意義務、各運用会社が運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合の委託の中止等について規定しています。</p>
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用指図等を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

### 委託会社の概況（2018年4月末日現在）

#### 資本金

10億円

#### 委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
1987年 6月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
1990年 6月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

#### 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	41,149株	4.99%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 運用方法

##### a 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

## b 投資態度

イ．主として、以下の投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界の株式、債券ならびに不動産投資信託証券へ分散投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 1．ドイツ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)
- 2．世界高金利債券マザーファンド
- 3．北米リート・マザーファンド
- 4．オーストラリア/アジアリート・マザーファンド
- 5．ヨーロッパリート・マザーファンド

ロ．各投資信託証券への投資にあたっては、以下の割合を目処に投資します。

- ・ドイツ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)  
     ・・・・・・・・投資信託財産の純資産総額の3分の1程度
- ・世界高金利債券マザーファンド  
     ・・・・・・・・投資信託財産の純資産総額の3分の1程度
- ・北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの合計  
     ・・・・・・・・投資信託財産の純資産総額の3分の1程度

ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ニ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、各投資信託証券の投資対象資産に着目し、基本投資割合に従って、各投資信託証券の組入比率を決定します。

## (2) 【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．金銭債権
  - ハ．約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

## 運用の指図範囲

- a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として内国証券投資信託であるドイツ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)の受益権、および岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である世界高金利債券マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの各受益証券（内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。以下同じ。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

#### c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

### (参考)投資対象とする投資信託証券の概要

#### ドイツ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

運用会社	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社 DWSの日本における拠点であり、投資信託ビジネス・公的年金・企業年金運用の長年にわたる経験、ノウハウ及び実績を有します。DWSはドイツ銀行グループの資産運用部門です。
基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
投資対象	ドイツ・グローバル好配当株式マザー（以下、「親投資信託」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。
マザーファンドの投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。



投資態度	<p>親投資信託受益証券への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資します。</p> <p>親投資信託受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約を行うことができます。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
マザーファンドの投資態度	<p>安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。</p> <p>株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。</p> <p>原則として、株式の組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合または解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約を行うことができます。</p> <p>ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>

決算日、分配方針	<p>毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、上記の範囲内で運用会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、毎年2月、5月、8月および11月の決算時には基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で運用会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については特に制限を設けず、運用会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。</p>
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	1口当たり解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%
信託報酬	投資信託財産の純資産総額に対して年率0.648%（税抜0.60%）とします。
その他の費用	<p>以下の費用を、投資信託財産から支弁します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券の売買委託手数料</li> <li>・先物取引・オプション取引等の売買委託手数料</li> <li>・財務諸表の監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額</li> <li>・投資信託財産に関する租税</li> <li>・海外における資産の保管等に要する費用</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・受託会社の立替えた立替金の利息 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デリバティブ取引等に係る投資制限</li> </ul> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

## 世界高金利債券マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>OECD加盟国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>運用にあたっては、世界を北米通貨圏、ヨーロッパ通貨圏、オセアニア通貨圏に区分し、各通貨圏のソブリン債への投資割合は各々3分の1程度とします。また、各通貨圏において、原則として相対的に高金利のソブリン債の配分を高め、安定的な利息収入の確保を目指します。</p> <p>投資対象とするソブリン債の格付けは、取得時において主要格付け機関の長期債格付けでA格相当以上とします。</p> <p>債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

<p>主要な投資制限</p>	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>決算</p>	<p>毎年4月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
<p>信託報酬</p>	<p>ありません。</p>
<p>その他</p>	<p>・デリバティブ取引等に係る投資制限</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

#### 北米リート・マザーファンド

<p>委託会社</p>	<p>岡三アセットマネジメント株式会社</p>
<p>委託先運用会社</p>	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>ドイチェ・アセット・マネジメントの不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>ドイチェ・アセット・マネジメントはドイツ銀行グループの資産運用部門です。</p>
<p>基本方針</p>	<p>安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。</p>
<p>投資対象</p>	<p>米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p>

投資態度	<p>米国およびカナダの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</p> <p>不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</p> <p>外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。)への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シー (RREEF America L.L.C.) に信託財産に属する外貨建資産についての運用指図(外国為替予約取引の指図を除きます。)に関する権限を委託します。</p> <p>資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。</p> <p>信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	ありません。

## オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>ドイチェ・アセット・マネジメントの不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しドイチェ・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。</p> <p>ドイチェ・アセット・マネジメントはドイツ銀行グループの資産運用部門です。</p>
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引(上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。)されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度	<p>オーストラリア・ニュージーランドおよび日本を含むアジアの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</p> <p>不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</p> <p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産および不動産投資信託証券についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しドイチェ・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。</p> <p>資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	<p>ありません。</p>

#### ヨーロッパリート・マザーファンド

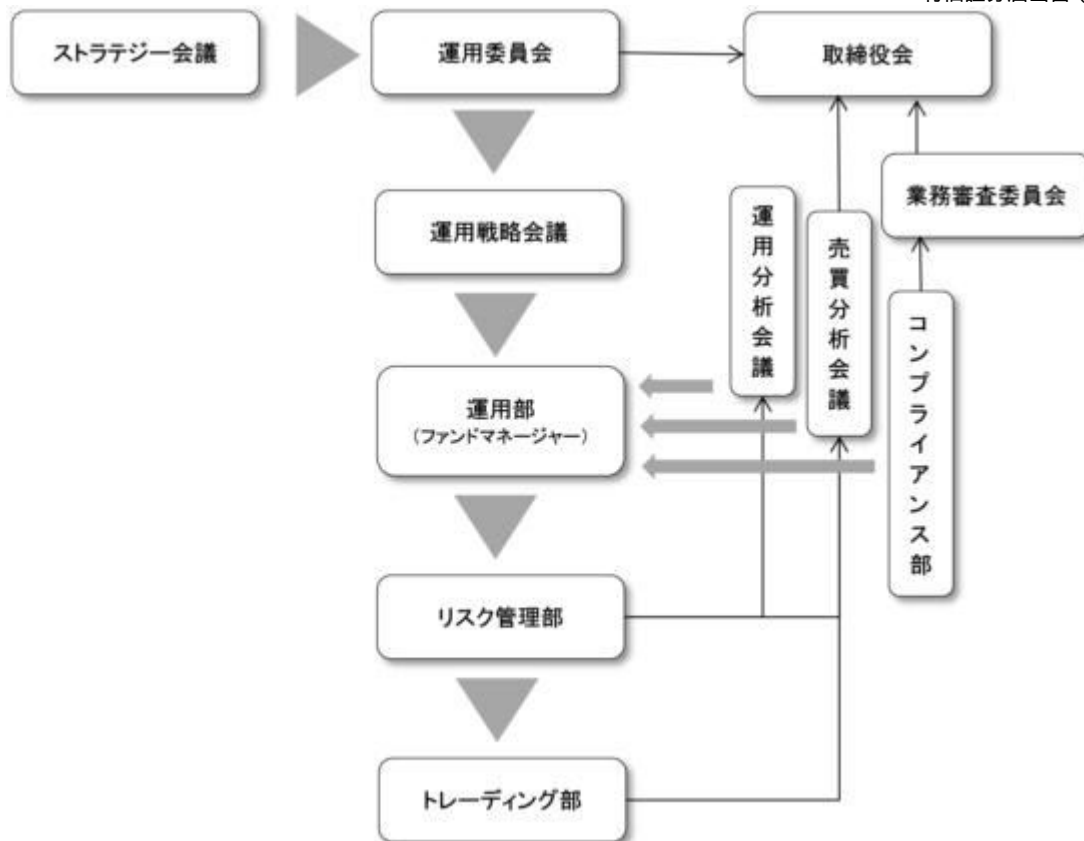
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>ドイチェ・アセット・マネジメント の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（グローバル）リミテッドに再委託します。</p> <p>ドイチェ・アセット・マネジメントはドイツ銀行グループの資産運用部門です。</p>
基本方針	<p>安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。</p>
投資対象	<p>ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p>

投資態度	<p>ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</p> <p>不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。</p> <p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しドイツ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（グローバル）リミテッドに再委託します。</p> <p>資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	<p>ありません。</p>

### （３）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。また、投資するファンドの運用内容についてモニタリングを行います。
委託先運用会社 (再委託先運用会社を含む)	委託先運用会社は、委託会社との運用委託契約に基づいて、運用の指図を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。

リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

#### 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

#### ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

委託会社は、運用の指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用や運用指図結果の適切性並びに経営状態、委託業務にかかる運用体制やリスク管理体制、委託業務の執行状況等についてモニタリングを行っています。

運用体制等につきましては、2018年4月末日現在のものであり、変更になることがあります。

#### (4)【分配方針】

毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

##### a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、世界高金利債券マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとしします。

##### b 分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。

ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在



するときは、利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## （５）【投資制限】

### <約款に基づく投資制限>

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

### 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができます。

### 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、世界の株式、債券、不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

#### <投資リスク>

##### 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### 不動産投資信託証券のリスク

###### ・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

###### ・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けています。したがって、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

###### ・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下

落し、損失を被る可能性があります。

- ・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

- ・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

- ・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- ・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

- ・ 流動性リスク

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

#### 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

#### < 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

ん。

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### < 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

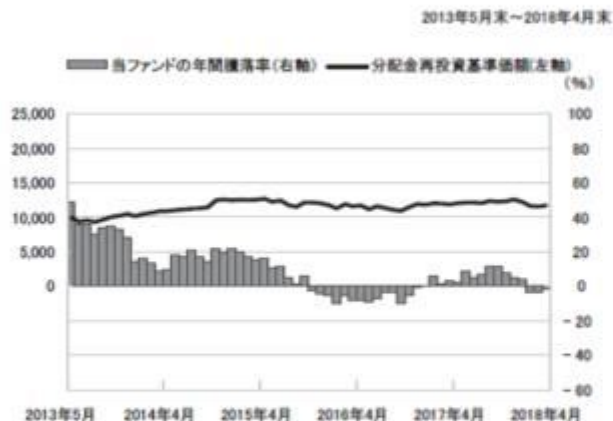
その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

## （参考情報）

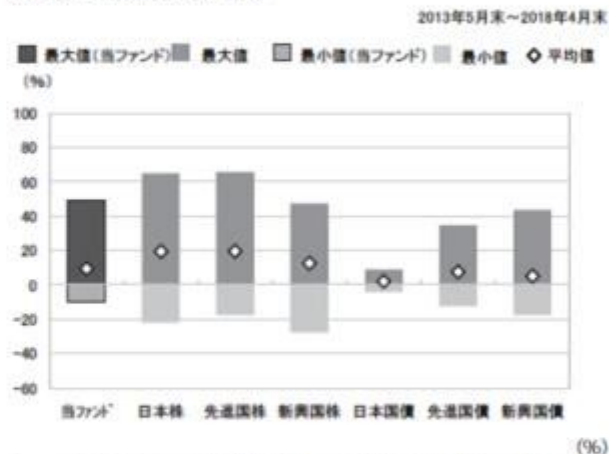
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、2013年5月末を10,000として指数化しております。分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。  
\*年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。  
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	49.3	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	-9.9	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4
平均値	9.7	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\*2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\*決算日に対応した数値とは異なります。  
\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、JP Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.16% (税抜2.0%) です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.1664% (税抜1.08%) を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.54% (税抜0.50%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.54% (税抜0.50%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.0864% (税抜0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

< 実質的な信託報酬の総額 >

・「ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.648% (税抜0.60%) を乗じて得た額です。

・上記以外の投資信託証券には、信託報酬はありません。

ファンドは、「ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」の受益権を投資信託財産の純資産総額の3分の1程度組入れて運用を行いますので、当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬は、投資信託財産の純資産総額に年率1.3824% (税抜1.28%) 程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### 委託先運用会社に支払う運用委託報酬

北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの委託先運用会社に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁します。

なお、オーストラリア/アジアリート・マザーファンドおよびヨーロッパリート・マザーファンドの再委託先の運用委託報酬は、委託先運用会社と再委託先運用会社との間で決められ、投資信託財産からの支弁はありません。

#### 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

### （４）【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、投資対象とする「ドイツ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」の解約時の信託財産留保額（1口当たり解約時に適用される基準価額の0.30%）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.01296%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

また、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等を間接的にご負担いただきます。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

### （５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

#### 個人受益者に対する課税

##### 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉

徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

#### 償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

#### 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

#### 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

#### 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。



ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は2018年4月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

2018年 4月27日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### （1）【投資状況】

#### 世界3資産分散ファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	117,330,715	32.77
親投資信託受益証券	日本	232,173,792	64.85
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		8,507,666	2.38
合計（純資産総額）		358,012,173	100.00

（参考）世界高金利債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	219,569,843	27.27
	カナダ	41,243,027	5.12
	ドイツ	48,683,271	6.05
	イギリス	70,532,164	8.76
	スウェーデン	53,771,043	6.68
	ノルウェー	85,774,695	10.65
	オーストラリア	111,494,999	13.85
	ニュージーランド	136,600,573	16.97
	小計	767,669,615	95.35
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		37,441,197	4.65
合計（純資産総額）		805,110,812	100.00

## （参考）北米リート・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	2,094,484,112	88.02
	カナダ	222,583,083	9.35
	小計	2,317,067,195	97.37
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		62,578,073	2.63
合計（純資産総額）		2,379,645,268	100.00

## （参考）オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	116,940,140	14.39
	オーストラリア	465,845,387	57.31
	ニュージーランド	45,830,698	5.64
	シンガポール	142,915,111	17.58
	小計	771,531,336	94.92
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		41,283,655	5.08
合計（純資産総額）		812,814,991	100.00

## （参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ドイツ	142,935,790	7.02
	フランス	463,350,516	22.77
	オランダ	190,003,586	9.34

	スペイン	163,261,237	8.02
	アイルランド	90,769,253	4.46
	イギリス	872,857,090	42.89
	小計	1,923,177,472	94.51
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		111,713,738	5.49
合計（純資産総額）		2,034,891,210	100.00

## （２）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 世界３資産分散ファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	186,327,958	0.6315	117,666,105	0.6297	117,330,715	32.77
2	日本	親投資信託受益証券	世界高金利債券マザーファンド	93,079,769	1.2523	116,563,794	1.2474	116,107,703	32.43
3	日本	親投資信託受益証券	北米リート・マザーファンド	35,645,924	2.0353	72,550,149	2.0270	72,254,287	20.18
4	日本	親投資信託受益証券	オーストラリア／アジアリート・マザーファンド	12,484,707	1.9824	24,749,683	1.9903	24,848,312	6.94
5	日本	親投資信託受益証券	ヨーロッパリート・マザーファンド	15,780,553	1.1931	18,827,777	1.2017	18,963,490	5.30

### （種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	32.77
親投資信託受益証券	64.85
合計	97.62

### （参考）世界高金利債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVT 5.5	1,200,000	8,839.81	106,077,735	8,808.93	105,707,271	5.5	2023年4月15日	13.13
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25	500,000	12,854.60	64,273,026	12,775.15	63,875,777	6.25	2023年8月15日	7.93
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.125	500,000	12,727.31	63,636,574	12,681.18	63,405,914	8.125	2021年5月15日	7.88
4	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT 3.75	4,000,000	1,477.68	59,107,396	1,475.07	59,002,805	3.75	2021年5月25日	7.33
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125	510,000	10,772.68	54,940,685	10,740.22	54,775,123	2.125	2021年8月15日	6.80

6	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 3.75	300,000	16,258.29	48,774,898	16,249.93	48,749,790	3.75	2020年9月7日	6.06
7	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	500,000	9,384.74	46,923,719	9,368.22	46,841,109	5.75	2022年7月15日	5.82
8	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 1	3,000,000	1,317.49	39,524,704	1,308.26	39,247,947	1	2026年11月12日	4.87
9	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25	210,000	17,960.55	37,717,169	17,875.56	37,538,681	6.25	2024年1月4日	4.66
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75	340,000	11,039.22	37,533,361	11,033.24	37,513,029	3.75	2018年11月15日	4.66
11	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	400,000	9,117.50	36,470,002	9,106.01	36,424,071	5.75	2021年5月15日	4.52
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8	300,000	10,892.61	32,677,837	10,854.90	32,564,710	8	2023年6月1日	4.04
13	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75	400,000	7,761.99	31,047,971	7,723.32	30,893,302	2.75	2025年4月15日	3.84
14	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 5.5	300,000	9,437.77	28,313,338	9,409.93	28,229,819	5.5	2023年4月21日	3.51
15	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 1.5	2,000,000	1,345.17	26,903,588	1,338.59	26,771,890	1.5	2026年2月19日	3.33
16	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 6	100,000	21,914.15	21,914,153	21,782.37	21,782,374	6	2028年12月7日	2.71
17	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,000,000	1,456.00	14,560,072	1,452.30	14,523,096	3.5	2022年6月1日	1.80
18	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 1	80,000	14,009.11	11,207,290	13,930.73	11,144,590	1	2025年8月15日	1.38
19	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 3.75	100,000	8,680.44	8,680,440	8,678.31	8,678,317	3.75	2019年6月1日	1.08

## (種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
国債証券	95.35
合計	95.35

## (参考)北米リート・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	13,007	17,507.29	227,717,418	16,419.99	213,574,888	8.98
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	36,656	7,041.60	258,116,970	5,468.59	200,456,763	8.42
3	アメリカ	投資証券	HCP INC	62,289	2,565.41	159,796,976	2,447.25	152,436,942	6.41
4	アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	20,137	6,176.19	124,369,997	6,099.54	122,826,497	5.16
5	アメリカ	投資証券	STORE CAPITAL CORP	36,782	2,824.51	103,891,145	2,745.77	100,995,225	4.24
6	アメリカ	投資証券	CUBESMART	25,894	3,151.44	81,603,602	3,103.35	80,358,223	3.38
7	アメリカ	投資証券	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	25,754	3,597.38	92,647,094	2,957.91	76,178,207	3.20
8	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	21,027	2,934.95	61,713,278	2,814.66	59,184,045	2.49
9	アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	10,859	5,552.79	60,297,779	5,307.84	57,637,932	2.42
10	アメリカ	投資証券	RETAIL PROPERTIES OF AME - A	46,491	1,464.19	68,071,960	1,236.74	57,497,675	2.42
11	アメリカ	投資証券	TAUBMAN CENTERS INC	9,693	6,603.64	64,009,146	5,905.99	57,246,795	2.41
12	アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST	25,723	1,886.28	48,520,973	2,223.08	57,184,428	2.40
13	カナダ	投資証券	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	13,230	4,159.87	55,035,098	4,261.78	56,383,447	2.37

14	カナダ	投資証券	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	27,809	1,769.09	49,196,677	2,000.95	55,644,441	2.34
15	アメリカ	投資証券	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	6,222	8,220.34	51,146,979	8,649.58	53,817,718	2.26
16	カナダ	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	16,965	2,898.66	49,175,782	3,163.64	53,671,195	2.26
17	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	6,849	7,035.06	48,183,131	7,202.88	49,332,556	2.07
18	アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	3,149	15,600.96	49,127,438	14,963.45	47,119,917	1.98
19	アメリカ	投資証券	LASALLE HOTEL PROPERTIES	14,308	3,088.20	44,186,007	3,279.40	46,921,748	1.97
20	アメリカ	投資証券	CROWN CASTLE INTL CORP	4,046	12,204.55	49,379,624	11,492.68	46,499,404	1.95
21	アメリカ	投資証券	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	6,928	6,263.56	43,393,999	6,371.82	44,144,000	1.86
22	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	13,258	3,279.40	43,478,371	3,236.75	42,912,964	1.80
23	アメリカ	投資証券	LTC PROPERTIES INC	10,909	5,117.87	55,830,893	3,857.86	42,085,482	1.77
24	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	4,211	9,378.19	39,491,577	9,643.57	40,609,101	1.71
25	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	6,449	7,088.06	45,710,944	6,259.19	40,365,542	1.70
26	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	3,856	8,970.57	34,590,525	9,674.19	37,303,694	1.57
27	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	14,761	2,454.02	36,223,896	2,522.70	37,237,641	1.56
28	アメリカ	投資証券	GGP INC	16,244	2,180.74	35,424,024	2,155.28	35,010,506	1.47
29	カナダ	投資証券	DREAM GLOBAL REAL ESTATE INV	28,520	996.22	28,412,448	1,157.59	33,014,635	1.39
30	アメリカ	投資証券	URBAN EDGE PROPERTIES	14,267	2,669.51	38,086,015	2,231.83	31,841,569	1.34

## (種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資証券	97.37
合計	97.37

## (参考) オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	651	108.134	70,395,845	107.100	69,722,100	8.58
2	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	203,734	333.74	67,995,082	326.30	66,480,340	8.18
3	オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	158,848	415.52	66,005,839	387.44	61,544,212	7.57
4	オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	308,687	221.39	68,341,697	197.43	60,946,513	7.50
5	オーストラリア	投資証券	DEXUS	78,634	776.53	61,061,974	767.44	60,347,419	7.42
6	オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	164,859	360.17	59,378,849	328.78	54,203,628	6.67
7	オーストラリア	投資証券	INVESTA OFFICE FUND	149,632	370.91	55,501,337	355.22	53,152,728	6.54
8	ニュージーランド	投資証券	KIWI PROPERTY GROUP LTD	446,478	106.89	47,724,725	102.64	45,830,698	5.64
9	シンガポール	投資証券	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	304,973	135.74	41,398,712	147.26	44,911,330	5.53
10	シンガポール	投資証券	STARHILL GLOBAL REIT	722,000	61.57	44,460,107	59.23	42,767,237	5.26
11	シンガポール	投資証券	SUNTEC REIT	237,537	153.53	36,470,377	157.13	37,325,543	4.59
12	オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	48,780	633.61	30,907,920	737.70	35,985,362	4.43

13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	342	65,030	22,240,318	70,500	24,111,000	2.97
14	オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	133,443	190.00	25,354,570	180.08	24,031,723	2.96
15	日本	投資証券	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	1,672	13,212	22,091,300	13,820	23,107,040	2.84
16	オーストラリア	投資証券	AUSTRALIAN UNITY OFFICE FUND	97,120	195.78	19,014,707	188.35	18,292,630	2.25
17	シンガポール	投資証券	KEPPEL REIT	177,000	95.40	16,885,851	101.19	17,911,001	2.20
18	オーストラリア	投資証券	CENTURIA METROPOLITAN REIT	92,344	204.87	18,918,774	190.00	17,545,637	2.16
19	オーストラリア	投資証券	GDI PROPERTY GROUP	129,985	92.52	12,026,628	102.43	13,315,195	1.64

## (種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資証券	94.92
合計	94.92

## (参考) ヨーロッパリート・マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	6,770	27,457.68	185,888,534	26,054.35	176,387,963	8.67
2	フランス	投資証券	GECINA SA	9,270	17,847.49	165,446,287	18,481.64	171,324,840	8.42
3	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	164,800	814.10	134,165,245	972.36	160,245,966	7.87
4	イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	154,770	919.10	142,250,159	1,014.36	156,993,305	7.72
5	イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	84,000	1,507.70	126,646,928	1,479.24	124,256,544	6.11
6	イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	138,670	814.10	112,892,565	830.84	115,213,720	5.66
7	スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	63,230	1,522.48	96,266,727	1,685.98	106,604,936	5.24
8	オランダ	投資証券	EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	21,530	4,766.03	102,612,841	4,548.92	97,938,256	4.81
9	ドイツ	投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	55,450	1,617.80	89,707,331	1,689.29	93,671,485	4.60
10	イギリス	投資証券	UNITE GROUP PLC	75,500	1,075.84	81,226,063	1,236.38	93,346,784	4.59
11	オランダ	投資証券	NSI NV	19,700	4,362.25	85,936,335	4,673.36	92,065,330	4.52
12	イギリス	投資証券	ASSURA PLC	900,000	91.25	82,128,016	91.45	82,308,753	4.04
13	フランス	投資証券	KLEPIERRE	18,180	4,505.23	81,905,112	4,378.13	79,594,536	3.91
14	イギリス	投資証券	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	70,500	912.95	64,363,495	1,038.40	73,207,770	3.60
15	スペイン	投資証券	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	45,000	1,154.47	51,951,374	1,259.02	56,656,301	2.78
16	アイルランド	投資証券	GREEN REIT PLC	250,000	201.84	50,460,483	199.90	49,977,225	2.46
17	ドイツ	投資証券	HAMBORNER REIT AG	39,170	1,198.12	46,930,733	1,257.70	49,264,305	2.42
18	アイルランド	投資証券	HIBERNIA REIT PLC	207,070	195.93	40,572,716	196.99	40,792,028	2.00
19	イギリス	投資証券	PRS REIT PLC/THE	248,000	155.21	38,492,923	153.31	38,021,196	1.87
20	フランス	投資証券	FONCIERE DES REGIONS	3,000	11,302.13	33,906,402	12,014.39	36,043,177	1.77
21	イギリス	投資証券	WAREHOUSE REIT PLC	192,305	152.17	29,263,052	152.17	29,263,052	1.44

## (種類別投資比率)

種類	投資比率（％）
投資証券	94.51
合計	94.51

**【投資不動産物件】**

世界3資産分散ファンド

該当事項はありません。

（参考）世界高金利債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）北米リート・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

世界3資産分散ファンド

該当事項はありません。

（参考）世界高金利債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）北米リート・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

世界3資産分散ファンド

	純資産総額(円)		基準価額(円) (1口当たり)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3特定期間末 (2008年10月20日)	2,240,851,489	2,346,240,836	0.5511	0.5751
第4特定期間末 (2009年 4月20日)	1,761,026,375	1,854,938,619	0.4500	0.4740
第5特定期間末 (2009年10月19日)	2,010,435,612	2,104,932,713	0.5018	0.5258
第6特定期間末 (2010年 4月19日)	2,006,089,046	2,101,629,373	0.5077	0.5317
第7特定期間末 (2010年10月18日)	1,322,627,202	1,372,621,097	0.4680	0.4830
第8特定期間末 (2011年 4月18日)	1,141,456,629	1,178,580,681	0.4915	0.5065
第9特定期間末 (2011年10月18日)	809,742,954	841,589,175	0.4060	0.4210
第10特定期間末 (2012年 4月18日)	796,386,555	824,280,167	0.4464	0.4614
第11特定期間末 (2012年10月18日)	690,765,238	709,108,594	0.4501	0.4611
第12特定期間末 (2013年 4月18日)	822,622,121	835,768,272	0.5796	0.5886
第13特定期間末 (2013年10月18日)	763,970,395	776,251,052	0.5807	0.5897
第14特定期間末 (2014年 4月18日)	732,708,577	743,893,992	0.6176	0.6266
第15特定期間末 (2014年10月20日)	717,022,367	727,481,111	0.6267	0.6357
第16特定期間末 (2015年 4月20日)	732,667,969	742,484,505	0.6993	0.7083
第17特定期間末 (2015年10月19日)	634,817,128	643,714,349	0.6651	0.6741
第18特定期間末 (2016年 4月18日)	507,052,117	515,191,481	0.6219	0.6309
第19特定期間末 (2016年10月18日)	449,007,603	456,085,054	0.5907	0.5997
第20特定期間末 (2017年 4月18日)	402,732,213	408,937,619	0.6258	0.6348
第21特定期間末 (2017年10月18日)	399,808,566	405,430,722	0.6465	0.6555
第22特定期間末 (2018年 4月18日)	358,955,543	364,331,766	0.6055	0.6145
2017年 4月末日	402,549,448		0.6304	
5月末日	400,267,324		0.6338	
6月末日	401,986,673		0.6408	
7月末日	398,092,659		0.6395	
8月末日	392,880,794		0.6334	
9月末日	401,276,271		0.6476	
10月末日	390,809,289		0.6394	
11月末日	388,900,318		0.6415	
12月末日	390,081,056		0.6525	
2018年 1月末日	379,002,709		0.6345	
2月末日	357,422,309		0.6024	
3月末日	353,096,663		0.5952	



4月末日	358,012,173		0.6039
------	-------------	--	--------

## 【分配の推移】

## 世界3資産分散ファンド

	期間	分配金 (1口当たり)
第3特定期間	2008年 4月19日～2008年10月20日	0.0240円
第4特定期間	2008年10月21日～2009年 4月20日	0.0240円
第5特定期間	2009年 4月21日～2009年10月19日	0.0240円
第6特定期間	2009年10月20日～2010年 4月19日	0.0240円
第7特定期間	2010年 4月20日～2010年10月18日	0.0150円
第8特定期間	2010年10月19日～2011年 4月18日	0.0150円
第9特定期間	2011年 4月19日～2011年10月18日	0.0150円
第10特定期間	2011年10月19日～2012年 4月18日	0.0150円
第11特定期間	2012年 4月19日～2012年10月18日	0.0110円
第12特定期間	2012年10月19日～2013年 4月18日	0.0090円
第13特定期間	2013年 4月19日～2013年10月18日	0.0090円
第14特定期間	2013年10月19日～2014年 4月18日	0.0090円
第15特定期間	2014年 4月19日～2014年10月20日	0.0090円
第16特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	0.0090円
第17特定期間	2015年 4月21日～2015年10月19日	0.0090円
第18特定期間	2015年10月20日～2016年 4月18日	0.0090円
第19特定期間	2016年 4月19日～2016年10月18日	0.0090円
第20特定期間	2016年10月19日～2017年 4月18日	0.0090円
第21特定期間	2017年 4月19日～2017年10月18日	0.0090円
第22特定期間	2017年10月19日～2018年 4月18日	0.0090円

## 【収益率の推移】

## 世界3資産分散ファンド

	期間	収益率(%)
第3特定期間	2008年 4月19日～2008年10月20日	29.1
第4特定期間	2008年10月21日～2009年 4月20日	14.0
第5特定期間	2009年 4月21日～2009年10月19日	16.8
第6特定期間	2009年10月20日～2010年 4月19日	6.0
第7特定期間	2010年 4月20日～2010年10月18日	4.9
第8特定期間	2010年10月19日～2011年 4月18日	8.2
第9特定期間	2011年 4月19日～2011年10月18日	14.3

第10特定期間	2011年10月19日～2012年 4月18日	13.6
第11特定期間	2012年 4月19日～2012年10月18日	3.3
第12特定期間	2012年10月19日～2013年 4月18日	30.8
第13特定期間	2013年 4月19日～2013年10月18日	1.7
第14特定期間	2013年10月19日～2014年 4月18日	7.9
第15特定期間	2014年 4月19日～2014年10月20日	2.9
第16特定期間	2014年10月21日～2015年 4月20日	13.0
第17特定期間	2015年 4月21日～2015年10月19日	3.6
第18特定期間	2015年10月20日～2016年 4月18日	5.1
第19特定期間	2016年 4月19日～2016年10月18日	3.6
第20特定期間	2016年10月19日～2017年 4月18日	7.5
第21特定期間	2017年 4月19日～2017年10月18日	4.7
第22特定期間	2017年10月19日～2018年 4月18日	4.9

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### 世界3資産分散ファンド

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第3特定期間	32,681,795	843,089,094
第4特定期間	177,981,129	331,001,613
第5特定期間	561,752,536	468,623,947
第6特定期間	991,760,564	1,047,013,993
第7特定期間	68,113,929	1,192,894,932
第8特定期間	29,765,548	533,633,293
第9特定期間	1,324,082	329,493,738
第10特定期間	1,211,189	211,609,435
第11特定期間	1,534,110	250,757,959
第12特定期間	10,262,048	125,536,732
第13特定期間	773,005	104,472,414
第14特定期間	570,597	129,909,180
第15特定期間	3,328,373	45,439,206
第16特定期間	873,119	97,411,565
第17特定期間	6,044,955	99,200,088
第18特定期間	722,096	139,966,016
第19特定期間	562,102	55,758,871
第20特定期間	594,149	117,091,417
第21特定期間	416,553	25,550,473
第22特定期間	1,276,498	26,931,630

## 参考情報

## 運用実績

2018年4月27日現在

## 基準価額・純資産の推移(2008年5月1日～2018年4月27日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## 分配金の推移

2018年4月	15円
2018年3月	15円
2018年2月	15円
2018年1月	15円
2017年12月	15円
直近1年累計	180円
設定来累計	2,940円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主な資産の状況

## 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
ドイツ・好配当世界株式ファンド(過格機関投資家専用)	32.77%
世界高金利債券マザーファンド	32.43%
北米リート・マザーファンド	20.18%
オーストラリア/アジアリート・マザーファンド	6.94%
ヨーロッパリート・マザーファンド	5.30%

## 海外株式組入銘柄

(ドイツ・グローバル好配当株式マザー)

※ドイツ・好配当世界株式ファンド(過格機関投資家専用)のマザーファンドです。

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
ALLIANZ SE	ドイツ	保険	4.71%
CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	テクノロジー/ハードウェアおよび機器	4.63%
NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	公益事業	4.47%

## 海外債券組入銘柄

(世界高金利債券マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
NEW ZEALAND GVT 5.5	2023/04/15	5.500%	ニュージーランド	13.13%
US TREASURY N/B 6.25	2023/08/15	6.250%	アメリカ	7.93%
US TREASURY N/B 8.125	2021/05/15	8.125%	アメリカ	7.88%

## REIT組入銘柄

(北米リート・マザーファンド)

銘柄名	国/地域	純資産比率
SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	8.98%
WELLTOWER INC	アメリカ	8.42%
HCP INC	アメリカ	6.41%

(オーストラリア/アジアリート・マザーファンド)

銘柄名	国/地域	純資産比率
プレミア投資法人 投資証券	日本	8.58%
SCENTRE GROUP	オーストラリア	8.18%
GPT GROUP	オーストラリア	7.57%

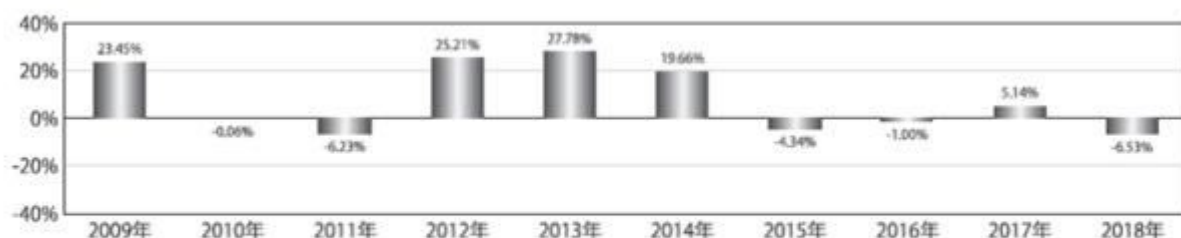
(ヨーロッパリート・マザーファンド)

銘柄名	国/地域	純資産比率
UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	8.67%
GECINA SA	フランス	8.42%
SEGRO PLC	イギリス	7.87%

※組入銘柄は、上位3銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

※ドイツ・グローバル好配当株式マザーは、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社のデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

## 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2018年は4月末までの収益率を示しています。  
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

#### 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

#### 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

## 2【換金(解約)手続等】

### 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日(ただし、委託会社の休業日を除きます。)に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

### 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

### 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。  
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。  
なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払日が遅延する場合があります。

### 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 投資対象とする投資信託証券にかかる解約申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

##### 投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

##### 株式の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

また、投資信託証券を通じて投資する外国の株式は、原則として、外国の取引所等における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

##### 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

##### 不動産投資信託証券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

また、投資信託証券を通じて投資する外国の不動産投資信託証券は、原則として、外国の取引所等における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

##### 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

投資信託証券を通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

## お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 クライアント・サービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は、2007年5月31日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。

## (4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月19日から翌月18日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

## (5) 【その他】

## 投資信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記cからeまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投

資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の[投資信託約款の変更] d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 投資信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 b から e の規定に従います。

#### 反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約(繰上償還)又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間(原則として、毎年4月19日から10月18日まで、10月19日から翌年4月18日までとします。)終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

<http://www.okasan-am.jp>

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。



## 関係法人との契約の更改等に関する手続等

### 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

### 委託先運用会社との契約更改等

委託会社と、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」の各委託先運用会社との間で締結された「運用委託契約」の有効期間は、契約日より当該各マザーファンドの投資信託契約終了の日までとします。

ただし、委託会社、委託先運用会社のいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、運用委託契約を解約することができます。

また、委託先運用会社が、運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社が必要と認めるときは、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。

### 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

## 4【受益者の権利等】

### ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

### 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

### 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22特定期間（平成29年10月19日から平成30年4月18日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【世界3資産分散ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21特定期間末 (平成29年10月18日現在)	第22特定期間末 (平成30年 4月18日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	456,502	305,214
コール・ローン	9,929,753	9,530,843
投資信託受益証券	129,202,138	117,666,105
親投資信託受益証券	260,826,918	232,691,403
未収入金	700,000	-
流動資産合計	401,115,311	360,193,565
資産合計	401,115,311	360,193,565
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	927,658	889,175
未払解約金	3,230	6,019
未払受託者報酬	27,538	25,114
未払委託者報酬	344,165	313,894
未払利息	17	19
その他未払費用	4,137	3,801
流動負債合計	1,306,745	1,238,022
負債合計	1,306,745	1,238,022
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 618,438,801	*1 592,783,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	218,630,235	233,828,126
(分配準備積立金)	25,123,705	24,836,621
元本等合計	399,808,566	358,955,543
純資産合計	*3 399,808,566	*3 358,955,543
負債純資産合計	401,115,311	360,193,565

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第21特定期間 自 平成29年 4月19日 至 平成29年10月18日	第22特定期間 自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	2,321,465	2,247,799
受取利息	16	7
有価証券売買等損益	18,722,160	19,171,548
<b>営業収益合計</b>	<b>21,043,641</b>	<b>16,923,742</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	2,241	2,114
受託者報酬	173,209	162,135
委託者報酬	*1 2,164,970	*1 2,026,596
その他費用	26,269	24,567
<b>営業費用合計</b>	<b>2,366,689</b>	<b>2,215,412</b>
営業利益又は営業損失 ( )	18,676,952	19,139,154
経常利益又は経常損失 ( )	18,676,952	19,139,154
当期純利益又は当期純損失 ( )	18,676,952	19,139,154
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	100,836	14,308
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	240,840,508	218,630,235
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,407,261	9,798,561
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,407,261	9,798,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	150,948	495,383
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	150,948	495,383
分配金	*2 5,622,156	*2 5,376,223
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	218,630,235	233,828,126

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

期 別	第22特定期間 自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、平成29年10月19日から平成30年 4月18日までを特定期間としております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

第21特定期間末 (平成29年10月18日現在)	第22特定期間末 (平成30年 4月18日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 618,438,801口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 592,783,669口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 218,630,235円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 233,828,126円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6465円 (10,000口当たりの純資産額 6,465円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6055円 (10,000口当たりの純資産額 6,055円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第21特定期間 自 平成29年 4月19日 至 平成29年10月18日	第22特定期間 自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用	*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用
[支払金額] 北米リート・マザーファンド 248,105円  オーストラリア/アジアリート・マザーファンド 98,487円  ヨーロッパリート・マザーファンド 47,811円	[支払金額] 北米リート・マザーファンド 227,069円  オーストラリア/アジアリート・マザーファンド 84,449円  ヨーロッパリート・マザーファンド 51,750円
*2.分配金の計算過程	*2.分配金の計算過程
第119計算期間(平成29年 4月19日～平成29年 5月18日) 費用控除後の配当等収A 1,285,148円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 2,963,891円 分配準備積立金額 D 24,355,047円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,604,086円 収益額 当ファンドの期末残存F 632,538,251口 口数 10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 452円 分配対象額 10,000口当たりの分配H 15円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 948,807円	第125計算期間(平成29年10月19日～平成29年11月20日) 費用控除後の配当等収A 973,580円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 2,859,890円 分配準備積立金額 D 24,665,454円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,498,924円 収益額 当ファンドの期末残存F 606,729,775口 口数 10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 469円 分配対象額 10,000口当たりの分配H 15円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 910,094円
第120計算期間(平成29年 5月19日～平成29年 6月19日) 費用控除後の配当等収A 1,105,412円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 2,961,267円 分配準備積立金額 D 24,640,763円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,707,442円 収益額 当ファンドの期末残存F 631,271,974口 口数 10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 454円 分配対象額 10,000口当たりの分配H 15円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 946,907円	第126計算期間(平成29年11月21日～平成29年12月18日) 費用控除後の配当等収A 962,766円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 2,825,114円 分配準備積立金額 D 24,415,744円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 28,203,624円 収益額 当ファンドの期末残存F 598,793,704口 口数 10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 470円 分配対象額 10,000口当たりの分配H 15円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 898,190円
第121計算期間(平成29年 6月20日～平成29年 7月18日)	第127計算期間(平成29年12月19日～平成30年 1月18日)

費用控除後の配当等収A 益額	1,429,519円	費用控除後の配当等収A 益額	959,274円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	2,931,597円	収益調整金額 C	2,819,597円
分配準備積立金額 D	24,543,047円	分配準備積立金額 D	24,421,637円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	28,904,163円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	28,200,508円
当ファンドの期末残存F 口数	624,499,265口	当ファンドの期末残存F 口数	597,322,913口
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 分配対象額	462円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 分配対象額	472円
10,000口当たりの分配H 額	15円	10,000口当たりの分配H 額	15円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	936,748円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	895,984円
第122計算期間(平成29年 7月19日～平成29年 8月18日)		第128計算期間(平成30年 1月19日～平成30年 2月19日)	
費用控除後の配当等収A 益額	1,020,495円	費用控除後の配当等収A 益額	904,234円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	2,921,349円	収益調整金額 C	2,814,118円
分配準備積立金額 D	24,917,591円	分配準備積立金額 D	24,402,113円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	28,859,435円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	28,120,465円
当ファンドの期末残存F 口数	621,498,320口	当ファンドの期末残存F 口数	595,308,500口
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 分配対象額	464円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 分配対象額	472円
10,000口当たりの分配H 額	15円	10,000口当たりの分配H 額	15円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	932,247円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	892,962円
第123計算期間(平成29年 8月19日～平成29年 9月19日)		第129計算期間(平成30年 2月20日～平成30年 3月19日)	
費用控除後の配当等収A 益額	1,252,200円	費用控除後の配当等収A 益額	1,324,696円
費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損B 金補填後の有価証券売 買等損益額	0円
収益調整金額 C	2,916,351円	収益調整金額 C	2,808,533円
分配準備積立金額 D	24,940,003円	分配準備積立金額 D	24,327,121円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	29,108,554円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 収益額	28,460,350円
当ファンドの期末残存F 口数	619,859,657口	当ファンドの期末残存F 口数	593,212,066口
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 分配対象額	469円	10,000口当たりの収益G=E/F*10,000 分配対象額	479円
10,000口当たりの分配H 額	15円	10,000口当たりの分配H 額	15円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	929,789円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	889,818円



第124計算期間(平成29年 9月20日～平成29年10月18日)			第130計算期間(平成30年 3月20日～平成30年 4月18日)		
費用控除後の配当等収A	845,528円		費用控除後の配当等収A	1,016,407円	
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損B	0円		費用控除後・繰越欠損B	0円	
金補填後の有価証券売買等損益額			金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額 C	2,911,079円		収益調整金額 C	2,843,762円	
分配準備積立金額 D	25,205,835円		分配準備積立金額 D	24,709,389円	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,962,442円		当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	28,569,558円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	618,438,801口		当ファンドの期末残存F	592,783,669口	
口数			口数		
10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	468円		10,000口当たりの収益G=E/F*10,000	481円	
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たりの分配H	15円		10,000口当たりの分配H	15円	
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	927,658円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	889,175円	

## (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

期 別	第21特定期間 自 平成29年 4月19日 至 平成29年10月18日	第22特定期間 自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
項 目		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4)附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左
------------------	--	----

## 2.金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	第21特定期間末 (平成29年10月18日現在)	第22特定期間末 (平成30年 4月18日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第21特定期間 自 平成29年 4月19日 至 平成29年10月18日	第22特定期間 自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
該当事項はありません。	同左

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

## 第22特定期間

自 平成29年10月19日

至 平成30年 4月18日

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

第21特定期間末 （平成29年10月18日現在）	第22特定期間末 （平成30年 4月18日現在）
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 643,572,721円	期首元本額 618,438,801円
期中追加設定元本額 416,553円	期中追加設定元本額 1,276,498円
期中一部解約元本額 25,550,473円	期中一部解約元本額 26,931,630円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第21特定期間末（平成29年10月18日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	591,445
親投資信託受益証券	932,748
合計	341,303

第22特定期間末（平成30年 4月18日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,788,748
親投資信託受益証券	4,952,723
合計	6,741,471

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ドイチェ・好配当世界株式ファンド (適格機関投資家専用)	186,327,958	117,666,105	
		計	186,327,958	117,666,105	100.0%
		組入時価比率：32.8%			
	投資信託受益証券合計				117,666,105
親投資信託受益証券	日本円	世界高金利債券マザーファンド	93,079,769	116,563,794	
		北米リート・マザーファンド	35,645,924	72,550,149	
		オーストラリア/アジアリート・マザーファンド	12,484,707	24,749,683	
		ヨーロッパリート・マザーファンド	15,780,553	18,827,777	
		計	156,990,953	232,691,403	100.0%
		組入時価比率：64.8%			
親投資信託受益証券合計				232,691,403	
合計				350,357,508	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「世界高金利債券マザーファンド」、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

## 世界高金利債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			2,653,200	3,889,239
金銭信託			872,426	590,744
コール・ローン			18,976,858	18,447,030
国債証券			831,488,824	771,581,414
派生商品評価勘定			792	-
未収利息			10,273,393	8,869,219
前払費用			416,751	932,432
流動資産合計			864,682,244	804,310,078
資産合計			864,682,244	804,310,078
負債の部				
流動負債				
未払利息			32	37
その他未払費用			92	106
流動負債合計			124	143
負債合計			124	143
純資産の部				
元本等				
元本		*1	669,165,956	642,243,909
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			195,516,164	162,066,026
元本等合計			864,682,120	804,309,935
純資産合計		*2	864,682,120	804,309,935
負債純資産合計			864,682,244	804,310,078

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準		<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、世界3資産分散ファンドの特定期間に合わせるため、平成29年10月19日から平成30年4月18日までとなっております。</p>
----------------------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

平成29年10月18日現在	平成30年4月18日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">669,165,956口</div>	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">642,243,909口</div>
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.2922円 (10,000口当たりの純資産額 12,922円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.2523円 (10,000口当たりの純資産額 12,523円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

期別	自平成29年4月19日 至平成29年10月18日	自平成29年10月19日 至平成30年4月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引の執行については、運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>

## 2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

平成29年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 4月19日
期首元本額	713,414,131円
期首より平成29年10月18日までの追加設定元本額	11,352,273円
期首より平成29年10月18日までの一部解約元本額	55,600,448円
期末元本額	669,165,956円
平成29年10月18日現在の元本の内訳（*）	
世界3資産分散ファンド	100,657,851円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	35,424,688円
ラップ・アプローチ（安定コース）	24,817,398円
ラップ・アプローチ（安定成長コース）	37,862,907円
ラップ・アプローチ（成長コース）	76,187,429円
私募世界高金利債券ファンド（適格機関投資家専用）	394,215,683円

平成30年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年10月19日
期首元本額	669,165,956円
期首より平成30年 4月18日までの追加設定元本額	7,715,292円
期首より平成30年 4月18日までの一部解約元本額	34,637,339円
期末元本額	642,243,909円
平成30年 4月18日現在の元本の内訳（*）	
世界3資産分散ファンド	93,079,769円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	34,470,944円



ラップ・アプローチ(安定コース)	22,468,490円
ラップ・アプローチ(安定成長コース)	37,047,844円
ラップ・アプローチ(成長コース)	69,703,578円
私募世界高金利債券ファンド(適格機関投資家専用)	385,473,284円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成29年10月18日現在

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	13,976,867
合計	13,976,867

平成30年 4月18日現在

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	27,279,712
合計	27,279,712

## 3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

平成29年10月18日現在

(単位:円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 ニュージーランド ドル	2,653,662	-	2,652,870	792
	合計	2,653,662	-	2,652,870	792

## (注)時価の算定方法

## ・ 為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

平成30年 4月18日現在

該当事項はありません。

## 附属明細表

## 1. 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B 2.125	510,000.00	502,429.68	
		US TREASURY N/B 3.75	340,000.00	343,240.62	
		US TREASURY N/B 6.25	500,000.00	587,773.44	
		US TREASURY N/B 8.125	500,000.00	581,953.12	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：26.9%	1,850,000.00	2,015,396.86 (216,050,543) 28.0%	
	カナダドル	CANADA-GOV'T 3.75	100,000.00	102,207.00	
		CANADA-GOV'T 8	300,000.00	384,762.00	
		計	銘柄数：2 組入時価比率：5.2%	400,000.00	486,969.00 (41,543,325) 5.4%
	ユーロ	DEUTSCHLAND REP 1	80,000.00	84,653.60	

計	DEUTSCHLAND REP 6.25	210,000.00	284,894.40	
	銘柄数：2	290,000.00	369,548.00	(49,002,064)
	組入時価比率：6.1%			6.4%
イギリスポンド	UK TSY GILT 3.75	300,000.00	320,529.00	
	UK TSY GILT 6	100,000.00	144,011.00	
	計 銘柄数：2	400,000.00	464,540.00	(71,218,627)
	組入時価比率：8.9%			9.2%
スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVRNMNT 1	3,000,000.00	3,131,910.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,000,000.00	1,153,730.00	
	計 銘柄数：2	4,000,000.00	4,285,640.00	(54,641,910)
	組入時価比率：6.8%			7.1%
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.5	2,000,000.00	1,965,200.00	
	NORWEGIAN GOV'T 3.75	4,000,000.00	4,317,560.00	
	計 銘柄数：2	6,000,000.00	6,282,760.00	(86,827,743)
	組入時価比率：10.8%			11.3%
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 5.5	300,000.00	342,735.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	400,000.00	441,472.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	500,000.00	568,015.00	
	計 銘柄数：3	1,200,000.00	1,352,222.00	(112,613,048)
	組入時価比率：14.0%			14.6%
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 2.75	400,000.00	402,280.00	
	NEW ZEALAND GVT 5.5	1,200,000.00	1,374,420.00	
	計 銘柄数：2	1,600,000.00	1,776,700.00	(139,684,154)
	組入時価比率：17.4%			18.1%
合計			771,581,414	(771,581,414)

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

## 2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			25,192,297	18,866,761
金銭信託			2,997,382	1,150,580
コール・ローン			65,198,562	35,928,896
投資証券			2,848,745,395	2,327,304,021
未収入金			25,070,517	4,167,061
未収配当金			5,247,727	4,516,653
流動資産合計			2,972,451,880	2,391,933,972
資産合計			2,972,451,880	2,391,933,972
負債の部				
流動負債				
未払金			30,339,583	2,471,729
未払利息			112	73
その他未払費用			117	212
流動負債合計			30,339,812	2,472,014
負債合計			30,339,812	2,472,014
純資産の部				
元本等				
元本		*1	1,303,219,377	1,173,982,465
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			1,638,892,691	1,215,479,493
元本等合計			2,942,112,068	2,389,461,958
純資産合計		*2	2,942,112,068	2,389,461,958
負債純資産合計			2,972,451,880	2,391,933,972

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	為替差損益 約定日基準で計上しております。
	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、世界3資産分散ファンドの特定期間に合わせるため、平成29年10月19日から平成30年4月18日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成29年10月18日現在	平成30年4月18日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,303,219,377口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,173,982,465口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.2576円 (10,000口当たりの純資産額 22,576円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.0353円 (10,000口当たりの純資産額 20,353円)

## (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

期 別	自 平成29年 4月19日 至 平成29年10月18日	自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
項 目		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引の執行については、運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>

## 2. 金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
------------	---	----

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

平成29年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 4月19日
期首元本額	1,419,057,350円
期首より平成29年10月18日までの追加設定元本額	136,226,707円
期首より平成29年10月18日までの一部解約元本額	252,064,680円
期末元本額	1,303,219,377円
平成29年10月18日現在の元本の内訳（*）	
グローバル・リート・セレクション	1,205,956,149円
DCグローバル・リート・セレクション	41,066,830円
世界3資産分散ファンド	37,928,054円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	17,706,085円
世界リート・オープン	562,259円

平成30年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年10月19日
期首元本額	1,303,219,377円
期首より平成30年 4月18日までの追加設定元本額	15,431,877円
期首より平成30年 4月18日までの一部解約元本額	144,668,789円
期末元本額	1,173,982,465円
平成30年 4月18日現在の元本の内訳（*）	
グローバル・リート・セレクション	1,084,821,424円
DCグローバル・リート・セレクション	39,760,111円
世界3資産分散ファンド	35,645,924円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	13,196,204円
世界リート・オープン	558,802円

\* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成29年10月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	12,894,950
合計	12,894,950

平成30年 4月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	72,914,856
合計	72,914,856

## 3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

## 1.有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	AGREE REALTY CORP	10,859	539,257.94	
		AMERICAN TOWER CORP	3,243	457,327.86	
		AMERICOLD REALTY TRUST	25,723	501,084.04	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,357	289,474.11	
		COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	3,187	66,130.25	



	CROWN CASTLE INTL CORP	4,195	445,257.30	
	CUBESMART	25,378	719,720.08	
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	7,137	410,020.65	
	DOUGLAS EMMETT INC	2,125	77,307.50	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	4,077	361,181.43	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	816	200,891.04	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	3,856	343,685.28	
	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	10,355	239,821.80	
	GETTY REALTY CORP	8,619	223,576.86	
	HCP INC	61,785	1,407,462.30	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	25,754	717,248.90	
	INVITATION HOMES INC	14,281	327,748.95	
	LASALLE HOTEL PROPERTIES	12,682	396,058.86	
	LTC PROPERTIES INC	10,909	406,469.34	
	MACERICH CO/THE	20,137	1,174,792.58	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	21,027	555,323.07	
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	1,823	65,263.40	
	POTLATCHDELTIC CORP	5,218	277,075.80	
	PROLOGIS INC	6,849	447,239.70	
	RAYONIER INC	7,020	259,459.20	
	REALTY INCOME CORP	5,890	303,982.90	
	REGENCY CENTERS CORP	6,449	377,782.42	
	RETAIL PROPERTIES OF AME - A	47,537	556,658.27	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	13,590	400,089.60	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	6,033	480,468.12	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,889	1,975,110.36	
	STORE CAPITAL CORP	36,782	925,435.12	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	15,686	248,936.82	
	TAUBMAN CENTERS INC	15,982	924,878.34	
	URBAN EDGE PROPERTIES	14,267	300,748.36	
	WELLTOWER INC	36,134	1,928,832.92	
	WEYERHAEUSER CO	6,811	251,598.34	
計	銘柄数 : 37	518,462	19,583,399.81	
			(2,099,340,459)	
	組入時価比率 : 87.9%		90.2%	
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	16,965	640,089.45	
	CHARTWELL RETIREMENT RESIDEN	19,688	300,438.88	
	DREAM GLOBAL REAL ESTATE INV	28,520	402,132.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	27,809	660,741.84	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	13,230	668,776.50	
計	銘柄数 : 5	106,212	2,672,178.67	
			(227,963,562)	

	組入時価比率：9.5%		9.8%
合計		2,327,304,021	(2,327,304,021)

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

## 2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			16,166,752	25,395,621
金銭信託			835,482	391,716
コール・ローン			18,173,265	12,232,042
投資証券			971,721,426	771,187,197
未収配当金			510,663	364,884
流動資産合計			1,007,407,588	809,571,460
資産合計			1,007,407,588	809,571,460
負債の部				
流動負債				
未払利息			31	25
その他未払費用			57	117
流動負債合計			88	142
負債合計			88	142
純資産の部				
元本等				
元本		*1	493,836,619	408,386,829
剰余金				
剰余金又は欠損金( )			513,570,881	401,184,489
元本等合計			1,007,407,500	809,571,318
純資産合計		*2	1,007,407,500	809,571,318
負債純資産合計			1,007,407,588	809,571,460

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券

	<p>(1)国内投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2)外国投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>(1)国内投資証券 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)外国投資証券 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、世界3資産分散ファンドの特定期間に合わせるため、平成29年10月19日から平成30年4月18日までとなっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

平成29年10月18日現在	平成30年4月18日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">493,836,619口</div>	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">408,386,829口</div>
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 2.0400円 (10,000口当たりの純資産額 20,400円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.9824円 (10,000口当たりの純資産額 19,824円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 平成29年 4月19日 至 平成29年10月18日	自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引の執行については、運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>

--	--	--

## 2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

平成29年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 4月19日
期首元本額	679,585,122円
期首より平成29年10月18日までの追加設定元本額	1,835,106円
期首より平成29年10月18日までの一部解約元本額	187,583,609円
期末元本額	493,836,619円
平成29年10月18日現在の元本の内訳（*）	
グローバル・リート・セレクション	456,760,720円
DCグローバル・リート・セレクション	15,636,779円
世界3資産分散ファンド	14,452,156円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	6,766,674円
世界リート・オープン	220,290円

平成30年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年10月19日
期首元本額	493,836,619円
期首より平成30年 4月18日までの追加設定元本額	- 円
期首より平成30年 4月18日までの一部解約元本額	85,449,790円
期末元本額	408,386,829円

平成30年 4月18日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	377,053,081円
DCグローバル・リート・セレクション	13,673,203円
世界3資産分散ファンド	12,484,707円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	4,980,081円
世界リート・オープン	195,757円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成29年10月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	396,242
合計	396,242

平成30年 4月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	18,978,232
合計	18,978,232

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	1,672	23,441,440	
		積水ハウス・リート投資法人 投資証券	171	24,538,500	
		プレミア投資法人 投資証券	651	70,959,000	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：14.7%	2,494	118,938,940 15.4%	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN UNITY OFFICE FUND	97,120	217,548.80	
		CENTURIA METROPOLITAN REIT	92,344	210,544.32	
		DEXUS	78,634	725,005.48	
		GDI PROPERTY GROUP	129,985	159,881.55	
		GPT GROUP	158,848	735,466.24	
		INVESTA OFFICE FUND	149,632	641,921.28	
		MIRVAC GROUP	133,443	286,902.45	
		SCENTRE GROUP	203,734	790,487.92	
		STOCKLAND	164,859	649,544.46	
		VICINITY CENTRES	308,687	734,675.06	
		WESTFIELD CORP	48,780	424,386.00	
	計	銘柄数：11 組入時価比率：57.4%	1,566,066	5,576,363.56 (464,399,557) 60.2%	
	ニュージーランドドル	KIWI PROPERTY GROUP LTD	446,478	593,815.74	
		計	銘柄数：1 組入時価比率：5.8%	446,478	593,815.74 (46,685,793) 6.1%
	シンガポールドル	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	304,973	552,001.13	
KEPPEL REIT		177,000	208,860.00		
STARHILL GLOBAL REIT		722,000	523,450.00		
SUNTEC REIT		237,537	441,818.82		
計		銘柄数：4 組入時価比率：17.4%	1,441,510	1,726,129.95 (141,162,907) 18.3%	
合計				771,187,197 (652,248,257)	

(注)1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## ヨーロッパリート・マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記番 号	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			8,950,935	14,302,355
金銭信託			3,126,988	3,525,075
コール・ローン			68,017,732	110,076,722
投資証券			1,890,149,701	1,914,056,479
未収配当金			3,857,597	9,043,015
流動資産合計			1,974,102,953	2,051,003,646
資産合計			1,974,102,953	2,051,003,646
負債の部				
流動負債				
未払解約金			-	600,000
未払利息			116	226
その他未払費用			160	585
流動負債合計			276	600,811
負債合計			276	600,811
純資産の部				
元本等				
元本		*1	1,830,989,850	1,718,568,279
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			143,112,827	331,834,556
元本等合計			1,974,102,677	2,050,402,835
純資産合計		*2	1,974,102,677	2,050,402,835
負債純資産合計			1,974,102,953	2,051,003,646

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 平成29年10月19日 至 平成30年 4月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。



3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、世界3資産分散ファンドの特定期間に合わせるため、平成29年10月19日から平成30年4月18日までとなっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

平成29年10月18日現在	平成30年4月18日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">1,830,989,850口</div>	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 <div style="text-align: right;">1,718,568,279口</div>
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0782円 (10,000口当たりの純資産額 10,782円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1931円 (10,000口当たりの純資産額 11,931円)

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

期別	自平成29年4月19日 至平成29年10月18日	自平成29年10月19日 至平成30年4月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引の執行については、運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。</p>	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>

## 2. 金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	平成29年10月18日現在	平成30年 4月18日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
------------	---	----

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

平成29年10月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 4月19日
期首元本額	1,821,818,223円
期首より平成29年10月18日までの追加設定元本額	229,797,932円
期首より平成29年10月18日までの一部解約元本額	220,626,305円
期末元本額	1,830,989,850円
平成29年10月18日現在の元本の内訳（*）	
グローバル・リート・セレクション	464,526,139円
DCグローバル・リート・セレクション	15,842,239円
ワールド・リート・セレクション（欧州）	1,327,585,757円
世界3資産分散ファンド	14,513,144円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	7,389,926円
世界リート・オープン	212,121円
欧州リート・オープン	920,524円

平成30年 4月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年10月19日
期首元本額	1,830,989,850円
期首より平成30年 4月18日までの追加設定元本額	126,667,483円
期首より平成30年 4月18日までの一部解約元本額	239,089,054円
期末元本額	1,718,568,279円
平成30年 4月18日現在の元本の内訳（*）	
グローバル・リート・セレクション	469,706,764円
DCグローバル・リート・セレクション	17,003,405円
ワールド・リート・セレクション（欧州）	1,209,284,361円
世界3資産分散ファンド	15,780,553円
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	5,629,729円
世界リート・オープン	251,565円
欧州リート・オープン	911,902円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成29年10月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	20,683,689
合計	20,683,689

平成30年 4月18日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	63,327,922
合計	63,327,922

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 附属明細表

### 1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	55,450	709,760.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	21,530	741,923.80	

	FONCIERE DES REGIONS	3,000	270,600.00	
	GECINA SA	9,270	1,329,318.00	
	GREEN REIT PLC	250,000	368,000.00	
	HAMBORNER REIT AG	39,170	374,073.50	
	HIBERNIA REIT PLC	207,070	297,352.52	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	45,000	420,975.00	
	KLEPIERRE	18,180	632,664.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	63,230	790,375.00	
	NSI NV	19,700	723,975.00	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	6,770	1,325,566.00	
計	銘柄数：12	738,370	7,984,582.82	
			(1,058,755,681)	
	組入時価比率：51.6%		55.3%	
イギリスポンド	ASSURA PLC	900,000	513,900.00	
	BRITISH LAND CO PLC	154,770	1,017,457.98	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	70,500	477,426.00	
	HAMMERSON PLC	138,670	684,475.12	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	84,000	803,880.00	
	PRS REIT PLC/THE	248,000	249,240.00	
	SEGRO PLC	164,800	1,031,648.00	
	UNITE GROUP PLC	75,500	606,642.50	
	WAREHOUSE REIT PLC	192,305	194,228.05	
計	銘柄数：9	2,028,545	5,578,897.65	
			(855,300,798)	
	組入時価比率：41.7%		44.7%	
合計			1,914,056,479	
			(1,914,056,479)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

## 2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## ドイツ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「ドイツ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社から提供された財務諸表です。

### 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第

59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、当監査対象期間(平成29年3月7日から平成30年3月5日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

## 財務諸表

### ドイチェ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

#### (1)貸借対照表

区分	前監査対象期間 (平成29年3月6日現在)	当監査対象期間 (平成30年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	660,185,952	506,859,653
流動資産合計	660,185,952	506,859,653
資産合計	660,185,952	506,859,653
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,963,629	1,652,900
未払受託者報酬	48,406	38,937
未払委託者報酬	274,297	220,627
その他未払費用	329,746	285,775
流動負債合計	2,616,078	2,198,239
負債合計	2,616,078	2,198,239
純資産の部		
元本等		
元本	981,814,914	826,450,085
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	324,245,040	321,788,671
(分配準備積立金)	42,046,658	34,166,354
元本等合計	657,569,874	504,661,414
純資産合計	657,569,874	504,661,414
負債純資産合計	660,185,952	506,859,653

#### (2)損益及び剰余金計算書

区分	前監査対象期間 (自 平成28年3月8日 至 平成29年3月6日)	当監査対象期間 (自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	41,724,755	22,392,749
営業収益合計	41,724,755	22,392,749
営業費用		
受託者報酬	669,378	578,121
委託者報酬	3,793,005	3,275,893
その他費用	688,539	594,651

営業費用合計	5,150,922	4,448,665
営業利益又は営業損失( )	36,573,833	26,841,414
経常利益又は経常損失( )	36,573,833	26,841,414
当期純利益又は当期純損失( )	36,573,833	26,841,414
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	3,079,073	48,921
期首剰余金又は期首欠損金( )	407,142,103	324,245,040
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,264,000	50,693,903
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,264,000	50,693,903
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,033,191	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,033,191	-
分配金	25,828,506	21,347,199
期末剰余金又は期末欠損金( )	324,245,040	321,788,671

## (3)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

項目	前監査対象期間 (平成29年3月6日現在)	当監査対象期間 (平成30年3月5日現在)
1. 受益権の総数	981,814,914口	826,450,085口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合 におけるその差額	324,245,040円	321,788,671円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6697円 (6,697円)	0.6106円 (6,106円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前監査対象期間 (自 平成28年3月8日 至 平成29年3月6日)	当監査対象期間 (自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)
分配金の計算方法	第107期(平成28年3月8日から平成28年4月5日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,491,005円)、収益調整金(78,012円)、分配準備積立金(49,930,826円)より、分配対象収益は、52,499,843円(1万口当たり465円)であり、うち2,257,829円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	第119期(平成29年3月7日から平成29年4月5日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,702,846円)、分配準備積立金(40,612,566円)より、分配対象収益は、42,315,412円(1万口当たり446円)であり、うち1,893,543円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

<p>第108期(平成28年4月6日から平成28年5月6日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,785,669円)、収益調整金(77,583円)、分配準備積立金(49,900,176円)より、分配対象収益は、51,763,428円(1万口当たり461円)であり、うち2,245,424円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第109期(平成28年5月7日から平成28年6月6日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,428,988円)、分配準備積立金(49,518,004円)より、分配対象収益は、53,946,992円(1万口当たり480円)であり、うち2,245,424円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第110期(平成28年6月7日から平成28年7月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(969,157円)、収益調整金(187,382円)、分配準備積立金(51,564,301円)より、分配対象収益は、52,720,840円(1万口当たり469円)であり、うち2,247,268円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第111期(平成28年7月6日から平成28年8月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(972,474円)、分配準備積立金(49,021,125円)より、分配対象収益は、49,993,599円(1万口当たり458円)であり、うち2,180,908円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第120期(平成29年4月6日から平成29年5月8日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,862,564円)、分配準備積立金(40,235,483円)より、分配対象収益は、42,098,047円(1万口当たり446円)であり、うち1,884,405円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第121期(平成29年5月9日から平成29年6月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,747,284円)、分配準備積立金(39,394,520円)より、分配対象収益は、45,141,804円(1万口当たり489円)であり、うち1,844,589円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第122期(平成29年6月6日から平成29年7月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(897,324円)、分配準備積立金(42,534,958円)より、分配対象収益は、43,432,282円(1万口当たり479円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第123期(平成29年7月6日から平成29年8月7日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(370,900円)、分配準備積立金(41,621,607円)より、分配対象収益は、41,992,507円(1万口当たり463円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>第112期(平成28年8月6日から平成28年9月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,062,450円)、分配準備積立金(47,710,396円)より、分配対象収益は、50,772,846円(1万口当たり466円)であり、うち2,176,042円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第124期(平成29年8月8日から平成29年9月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,047,030円)、分配準備積立金(40,181,832円)より、分配対象収益は、42,228,862円(1万口当たり466円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>



<p>第113期(平成28年9月6日から平成28年10月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(492,486円)、分配準備積立金(48,526,716円)より、分配対象収益は、49,019,202円(1万口当たり451円)であり、うち2,172,772円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第114期(平成28年10月6日から平成28年11月7日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,419,752円)、分配準備積立金(46,743,622円)より、分配対象収益は、48,163,374円(1万口当たり444円)であり、うち2,167,796円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第115期(平成28年11月8日から平成28年12月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,892,507円)、分配準備積立金(45,771,970円)より、分配対象収益は、48,664,477円(1万口当たり451円)であり、うち2,157,038円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第116期(平成28年12月6日から平成29年1月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,119,875円)、分配準備積立金(43,951,182円)より、分配対象収益は、45,071,057円(1万口当たり442円)であり、うち2,035,539円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第125期(平成29年9月6日から平成29年10月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,758,179円)、分配準備積立金(40,418,187円)より、分配対象収益は、42,176,366円(1万口当たり465円)であり、うち1,810,675円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第126期(平成29年10月6日から平成29年11月6日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(842,172円)、分配準備積立金(39,073,205円)より、分配対象収益は、39,915,377円(1万口当たり456円)であり、うち1,749,977円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第127期(平成29年11月7日から平成29年12月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,347,689円)、分配準備積立金(38,040,968円)より、分配対象収益は、39,388,657円(1万口当たり451円)であり、うち1,743,997円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>第128期(平成29年12月6日から平成30年1月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(859,736円)、分配準備積立金(36,368,089円)より、分配対象収益は、37,227,825円(1万口当たり442円)であり、うち1,682,188円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>第117期(平成29年1月6日から平成29年2月6日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(579,658円)、収益調整金(65,963円)、分配準備積立金(41,828,901円)より、分配対象収益は、42,474,522円(1万口当たり429円)であり、うち1,978,837円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第129期(平成30年1月6日から平成30年2月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(978,196円)、分配準備積立金(34,956,069円)より、分配対象収益は、35,934,265円(1万口当たり434円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

	<p>第118期(平成29年2月7日から平成29年3月6日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,815,455円)、分配準備積立金(40,194,832円)より、分配対象収益は、44,010,287円(1万口当たり448円)であり、うち1,963,629円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>第130期(平成30年2月6日から平成30年3月5日まで)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,537,889円)、分配準備積立金(34,281,365円)より、分配対象収益は、35,819,254円(1万口当たり433円)であり、うち1,652,900円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
--	---	---

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	前監査対象期間 (自 平成28年3月8日 至 平成29年3月6日)	当監査対象期間 (自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前監査対象期間 (平成29年3月6日現在)	当監査対象期間 (平成30年3月5日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	前監査対象期間 (平成29年3月6日現在)	当監査対象期間 (平成30年3月5日現在)
親投資信託受益証券	30,220,876	45,895,423
合計	30,220,876	45,895,423

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	前監査対象期間 (平成29年3月6日現在)	当監査対象期間 (平成30年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,191,293,427	981,814,914
期中追加設定元本額	5,533,191	0
期中一部解約元本額	215,011,704	155,364,829

## (4)附属明細表

## 有価証券明細表

## (ア)株式

該当事項はありません。

## (イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
----	----	----	--------	----

親投資信託受益証券	ドイチェ・グローバル好配当株式マザー	279,169,230	506,859,653	
合計		279,169,230	506,859,653	

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・グローバル好配当株式マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの監査対象期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

## 「ドイチェ・グローバル好配当株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

区分	(平成29年3月6日現在)	(平成30年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,360,707	16,941,396
金銭信託	181,198	799,422
コール・ローン	5,759,698	31,712,630
株式	5,736,176,775	4,320,610,668
派生商品評価勘定	77,208	-
未収入金	22,524,877	-
未収配当金	33,203,228	13,004,393
流動資産合計	5,799,283,691	4,383,068,509
資産合計	5,799,283,691	4,383,068,509
負債の部		
流動負債		
未払利息	15	86
流動負債合計	15	86
負債合計	15	86
純資産の部		
元本等		
元本	3,040,832,982	2,414,093,618
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	2,758,450,694	1,968,974,805
元本等合計	5,799,283,676	4,383,068,423
純資産合計	5,799,283,676	4,383,068,423
負債純資産合計	5,799,283,691	4,383,068,509

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。
--------------------	---

	<p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年3月6日現在)	(平成30年3月5日現在)
1. 受益権の総数	3,040,832,982口	2,414,093,618口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9071円 (19,071円)	1.8156円 (18,156円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成28年3月8日 至 平成29年3月6日)	(自 平成29年3月7日 至 平成30年3月5日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年3月6日現在)	(平成30年3月5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--	--

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

## 計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成29年3月6日現在)	(平成30年3月5日現在)
株式	225,838,429	225,271,651
合計	225,838,429	225,271,651

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの監査対象期間末日までの期間を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (通貨関連)

区分	種類	(平成29年3月6日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	22,600,104	-	22,522,896	77,208
	合計	22,600,104	-	22,522,896	77,208

## (注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(平成30年3月5日現在)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	(平成29年3月6日現在)	(平成30年3月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
1.元本の推移		
期首元本額	3,733,937,803	3,040,832,982
期中追加設定元本額	18,934,705	10,889,296
期中一部解約元本額	712,039,526	637,628,660
期末元本額	3,040,832,982	2,414,093,618
2.元本の内訳		
ドイチェ・グローバル好配当株式ファンド（毎月分配型）	2,694,660,284	2,134,924,388
ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	346,172,698	279,169,230

## (3)附属明細表

## 有価証券明細表

## (ア)株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	DOWDUPONT INC	12,200	68.43	834,846.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2,700	148.14	399,978.00	
	RAYTHEON COMPANY	3,900	214.78	837,642.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORPORATION	3,500	129.94	454,790.00	
	TARGET CORP	4,300	75.15	323,145.00	
	ALTRIA GROUP INC	14,800	62.55	925,740.00	
	COCA-COLA CO/THE	17,100	43.72	747,612.00	
	PEPSICO INC.	13,800	109.04	1,504,752.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	7,700	106.81	822,437.00	
	PROCTER & GAMBLE CO	3,100	79.50	246,450.00	
	JOHNSON & JOHNSON	1,800	128.82	231,876.00	
	MERCK & CO. INC.	17,900	54.36	973,044.00	
	PFIZER INC	44,400	35.95	1,596,180.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,400	113.60	272,640.00	
	MICROSOFT CORPORATION	900	93.05	83,745.00	
	CISCO SYSTEMS INC	46,500	44.06	2,048,790.00	
	HP INC	25,300	23.57	596,321.00	
	AT&T INC	17,100	36.35	621,585.00	
	CHUNGHWA TELECOM LT-SPON ADR	7,700	37.05	285,285.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	23,800	48.26	1,148,588.00	
DOMINION ENERGY INC	8,700	72.50	630,750.00		
DUKE ENERGY CORP	9,200	75.35	693,220.00		
NEXTERA ENERGY INC	10,900	152.85	1,666,065.00		
UGI CORP	12,700	42.97	545,719.00		
WEC ENERGY GROUP INC	14,100	59.47	838,527.00		
TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	28,400	43.01	1,221,484.00		
小計				20,551,211.00	
				(2,169,180,321)	
カナダドル	ENBRIDGE INC	18,500	40.57	750,545.00	
	TRANSCANADA CORP	24,900	56.18	1,398,882.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2,300	115.70	266,110.00	
	BCE INC	20,400	56.09	1,144,236.00	
小計				3,559,773.00	
				(291,616,604)	
ユーロ	FUCHS PETROLUB SE	12,800	42.00	537,600.00	



	SIEMENS AG	4,700	103.70	487,390.00	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	2,400	83.97	201,528.00	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,400	106.80	149,520.00	
	UNILEVER NV-CVA	35,500	42.17	1,497,035.00	
	SANOFI	7,400	63.40	469,160.00	
	ALLIANZ SE	8,700	184.44	1,604,628.00	
	HANNOVER RUECK SE	5,800	109.70	636,260.00	
	SAMPO OYJ-A SHS	16,000	45.07	721,120.00	
小計				6,304,241.00	
				(820,560,008)	
イギリスポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	29,500	22.49	663,602.50	
	BAE SYSTEMS PLC	65,900	5.76	379,584.00	
	BRITISH AMERICAN TABACCO PLC	13,400	42.20	565,480.00	
	IMPERIAL BRANDS PLC	27,300	25.84	705,432.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,000	56.90	455,200.00	
小計				2,769,298.50	
				(403,348,326)	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	11,300	73.50	830,550.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	19,900	77.26	1,537,474.00	
	ROCHE HOLDING AG GENUSSSCHEIN	4,800	217.75	1,045,200.00	
小計				3,413,224.00	
				(384,772,741)	
スウェーデンクローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	11,500	203.60	2,341,400.00	
小計				2,341,400.00	
				(29,923,092)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	29,600	151.55	4,485,880.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	32,000	141.50	4,528,000.00	
	TELENOR ASA	41,900	174.50	7,311,550.00	
小計				16,325,430.00	
				(221,209,576)	
合計				4,320,610,668	
				(4,320,610,668)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 26銘柄	49.5%	50.3%
カナダドル	株式 4銘柄	6.7%	6.7%
ユーロ	株式 9銘柄	18.7%	19.0%
イギリスポンド	株式 5銘柄	9.2%	9.3%
スイスフラン	株式 3銘柄	8.8%	8.9%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	0.7%	0.7%
ノルウェークローネ	株式 3銘柄	5.0%	5.1%

(イ)株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## 世界3資産分散ファンド

(2018年 4月27日現在)

資産総額	358,116,023円
負債総額	103,850円
純資産総額（ - ）	358,012,173円
発行済数量	592,806,090口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.6039円

## (参考) 世界高金利債券マザーファンド

(2018年 4月27日現在)

資産総額	805,110,991円
負債総額	179円
純資産総額（ - ）	805,110,812円
発行済数量	645,434,720口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2474円

## (参考) 北米リート・マザーファンド

(2018年 4月27日現在)

資産総額	2,379,645,603円
負債総額	335円
純資産総額（ - ）	2,379,645,268円
発行済数量	1,173,982,465口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.0270円

## (参考) オーストラリア/アジアリート・マザーファンド

(2018年 4月27日現在)

資産総額	812,815,147円
負債総額	156円
純資産総額（ - ）	812,814,991円
発行済数量	408,386,829口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.9903円

## （参考）ヨーロッパリート・マザーファンド

（2018年 4月27日現在）

資産総額	2,034,892,112円
負債総額	902円
純資産総額（ - ）	2,034,891,210円
発行済数量	1,693,388,140口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2017円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
該当事項はありません。

受益者等に対する特典  
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
該当事項はありません。

## 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に

対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

（2018年4月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

#### （2）委託会社の機構

##### 委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

##### 運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)及びその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2018年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。(親投資信託を除く。)

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	155	11,540
追加型公社債投資信託	3	2,305
単位型株式投資信託	69	1,744
単位型公社債投資信託	8	261
合計	235	15,852

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日現在)	当事業年度 (2018年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	12,889,303	14,934,990
有価証券	94,613	
未収委託者報酬	1,073,372	993,411
未収運用受託報酬	18,838	88,940
未収投資助言報酬	11,660	11,660
前払費用	45,683	65,995
未収入金	56,411	
未収収益	38,483	40,570
繰延税金資産	5,119	23,838
その他の流動資産	5,642	3,980
<b>流動資産合計</b>	<b>14,239,128</b>	<b>16,163,386</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 252,684	1 240,672
器具備品	1 62,605	1 47,370
<b>有形固定資産合計</b>	<b>315,290</b>	<b>288,043</b>

無形固定資産		
ソフトウェア	10,557	7,477
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	12,680	9,600
投資その他の資産		
投資有価証券	2,623,947	1,844,495
親会社株式	915,292	857,359
長期差入保証金	231,697	231,934
前払年金費用	49,496	45,243
その他	26,705	26,705
貸倒引当金	14,510	14,510
投資その他の資産合計	3,832,628	2,991,227
固定資産合計	4,160,598	3,288,871
資産合計	18,399,727	19,452,258

	前事業年度 (2017年3月31日現在)	当事業年度 (2018年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	7,928	16,162
前受投資助言報酬		631
未払金	787,831	582,657
未払収益分配金	13	9
未払償還金	8,124	5,001
未払手数料	532,071	469,243
その他未払金	247,622	108,404
未払費用	192,452	191,964
未払法人税等	133,340	266,953
未払消費税等		69,533
賞与引当金	13,420	12,423
流動負債合計	1,134,972	1,140,326
固定負債		
退職給付引当金	257,350	293,554
役員退職慰労引当金	41,120	43,030
繰延税金負債	107,927	76,296
資産除去債務	87,840	88,744
長期未払金	29,100	106,702
固定負債合計	523,338	608,328
負債合計	1,658,311	1,748,654
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		



別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	8,805,462	9,766,079
利益剰余金合計	14,703,955	15,664,571
株主資本合計	16,270,455	17,231,071
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	470,961	472,532
評価・換算差額等合計	470,961	472,532
純資産合計	16,741,416	17,703,603
負債・純資産合計	18,399,727	19,452,258

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,602,269	12,228,981
運用受託報酬	39,629	122,677
投資助言報酬	30,278	28,168
営業収益合計	12,672,177	12,379,827
営業費用		
支払手数料	6,581,071	6,153,368
広告宣伝費	233,028	202,382
公告費	220	175
受益権管理費	16,958	17,980
調査費	1,367,966	1,604,822
調査費	345,696	369,732
委託調査費	1,022,270	1,235,089
委託計算費	283,205	283,795
営業雑経費	360,386	336,121
通信費	55,900	55,390
印刷費	236,629	217,222
諸経費	55,218	51,998
協会費	9,534	8,471
諸会費	3,104	3,038
営業費用合計	8,842,838	8,598,645
一般管理費		
給料	1,634,016	1,558,069
役員報酬	174,000	154,200
給料・手当	1,460,016	1,403,769
賞与		100
交際費	17,190	19,557
寄付金	21,013	18,911
旅費交通費	49,246	45,188
租税公課	53,904	56,132
不動産賃借料	199,709	217,300
賞与引当金繰入	10,270	12,423
退職給付費用	84,132	75,720

役員退職慰勞引当金繰入	12,250	7,060
固定資産減価償却費	29,243	34,131
諸経費	347,126	339,022
一般管理費合計	2,458,103	2,383,517
営業利益	1,371,235	1,397,665

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	52,776	1	54,254
受取利息		694		1,186
約款時効収入		678		3,127
受取保険金		20,002		
雑益		3,318		5,395
営業外収益合計		77,469		63,964
営業外費用				
固定資産除却損	2	77	2	85
為替差損		49		139
雑損				60
営業外費用合計		127		286
経常利益		1,448,577		1,461,343
特別利益				
有価証券償還益				32,986
投資有価証券売却益		1,335		11,937
投資有価証券償還益		1,810		618
親会社株式売却益		133,994		7,388
受取補償金		390,000		
特別利益合計		527,140		52,931
特別損失				
有価証券償還損		19		10,994
投資有価証券売却損		118,400		48,590
投資有価証券償還損		72		3,041
投資有価証券評価損		322		
移転関連費用		94,360		
特別損失合計		213,173		62,626
税引前当期純利益		1,762,543		1,451,648
法人税、住民税及び事業税		493,560		500,764
法人税等調整額		15,732		50,983
法人税等合計		509,293		449,781
当期純利益		1,253,250		1,001,866

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		利益剰余 金合計		その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,593,462	13,491,954	15,058,454	401,188	401,188	15,459,642
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,253,250	1,253,250	1,253,250			1,253,250
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									69,773	69,773	69,773
当期変動額合計						1,212,000	1,212,000	1,212,000	69,773	69,773	1,281,773
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		利益剰余 金合計		その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,001,866	1,001,866	1,001,866			1,001,866
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									1,570	1,570	1,570
当期変動額合計						960,616	960,616	960,616	1,570	1,570	962,187
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
建物	1,614千円	13,625千円
器具備品	67,734 "	85,304 "
計	69,348 "	98,930 "

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	当事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)
受取配当金	40,590千円	40,591千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
器具備品	77千円	85千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年6月27日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2016年3月31日	2016年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2017年3月31日	2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2017年3月31日	2017年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2018年3月31日	2018年6月22日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません

## 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
1年以内	80,835	226,338
1年超	848,767	622,429
合計	929,602	848,767

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2017年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,889,303	12,889,303	
(2) 有価証券	94,613	94,613	
(3) 未収委託者報酬	1,073,372	1,073,372	
(4) 投資有価証券	2,042,947	2,042,947	
(5) 親会社株式	915,292	915,292	
(6) 長期差入保証金	231,697	230,568	1,128

(7) 未払金(未払手数料)	532,071	532,071	
(8) 未払金(その他未払金)	247,622	247,622	
(9) 未払法人税等	133,340	133,340	

当事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,934,990	14,934,990	
(2) 有価証券			
(3) 未収委託者報酬	993,411	993,411	
(4) 投資有価証券	1,290,634	1,290,634	
(5) 親会社株式	857,359	857,359	
(6) 長期差入保証金	231,934	230,827	1,106
(7) 未払金(未払手数料)	469,243	469,243	
(8) 未払金(その他未払金)	108,404	108,404	
(9) 未払法人税等	266,953	266,953	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(7) 未払金(未払手数料)、(8) 未払金(その他未払金)、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券、(4) 投資有価証券、(5) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
非上場株式	581,000	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,889,303			
未収委託者報酬	1,073,372			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	94,613	1,647,443	78,016	
長期差入保証金		5,359		226,338
合計	14,057,289	1,652,802	78,016	226,338

当事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,934,990			
未収委託者報酬	993,411			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他		888,608	27,474	
長期差入保証金		5,596		226,338
合計	15,928,401	894,204	27,474	226,338

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2017年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,206,084	460,956	745,127
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	233,592	189,506	44,086
小計		1,439,676	650,462	789,214
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	9,815	12,350	2,535
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	1,603,361	1,711,167	107,806



小計		1,613,176	1,723,517	110,341
合計		3,052,852	2,373,979	678,873

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 581,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,203,455	481,381	722,073
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	164,939	140,000	24,939
小計		1,368,395	621,381	747,013
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	11,830	12,350	520
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	767,769	833,183	65,414
小計		779,599	845,533	65,934
合計		2,147,994	1,466,915	681,078

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	279,000	133,994	
(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
(3) その他	1,903,935	1,335	118,400
合計	2,182,935	135,329	118,400

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	14,102	7,388	
(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
(3) その他	794,347	11,937	48,590
合計	808,449	19,326	48,590

### 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

有価証券について322千円(その他有価証券のその他322千円)減損処理を行っております。

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

#### (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度(証券総合型DC岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	当事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)
退職給付債務の期首残高	511,687	554,146
勤務費用	55,301	56,263
利息費用		443
数理計算上の差異の発生額	1,597	11,388
退職給付の支払額	11,244	3,777
退職給付債務の期末残高	554,146	595,688

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
年金資産の期首残高	278,768	310,452
期待運用収益	1,393	1,552
数理計算上の差異の発生額	13,214	14,965
事業主からの拠出額	19,316	18,743
退職給付の支払額	2,241	1,816
年金資産の期末残高	310,452	343,897

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	270,028	289,888
年金資産	310,452	343,897
	40,424	54,008
非積立型制度の退職給付債務	284,118	305,799
未積立退職給付債務	243,694	251,790
未認識数理計算上の差異	35,839	3,480
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	207,854	248,310
退職給付引当金	257,350	293,554
前払年金費用	49,496	45,243
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	207,854	248,310

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
勤務費用	55,301	56,263
利息費用		443
期待運用収益	1,393	1,552
数理計算上の差異の費用処理額	15,233	6,005
確定給付制度に係る退職給付費用	69,141	61,160

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
株式	36.1%	37.1%
一般勘定	32.7%	31.1%
債券	18.3%	19.0%
その他	12.9%	12.8%

合計	100.0%	100.0%
----	--------	--------

### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

### (6) 数値計算上の計算基礎に関する事項

主要な数値計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
割引率	0.08%	0.07%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,991千円、当事業年度14,560千円であります。

### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	78,800	89,886
役員退職慰労引当金	12,590	13,175
賞与引当金	4,141	3,803
ゴルフ会員権評価損	1,838	1,838
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	33,809	20,189
有価証券評価損	7,279	
投資有価証券評価損	2,817	2,817
未払広告宣伝費	663	
資産除去債務	26,896	27,173
未払事業税	4,792	15,447
未払不動産賃借料	11,904	44,553
その他	2,757	5,461
<b>繰延税金資産の合計</b>	<b>192,734</b>	<b>228,789</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	241,721	228,735
未収配当金	11,836	12,367
資産除去債務に対応する除去費用	26,828	26,291
前払年金費用	15,155	13,853
<b>繰延税金負債の合計</b>	<b>295,542</b>	<b>281,248</b>
<b>繰延税金資産(負債)の純額</b>	<b>102,807</b>	<b>52,458</b>

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.60%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.28%
住民税均等割等	0.13%
税額控除	2.21%
その他	0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.90%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

##### 1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

##### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	33,865	87,840
有形固定資産の取得に伴う増加額	87,764	
時の経過による調整額	659	904
資産除去債務の履行による減少額	34,449	
期末残高	87,840	88,744

#### (セグメント情報等)

##### 1. セグメント情報

###### (1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

###### (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略

しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

## 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,814,695 (注1)	未払手数料	197,827 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,775,979 (注1)	未払手数料	196,664 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
1株当たり純資産額	20,292円62銭	21,458円91銭
1株当たり当期純利益金額	1,519円09銭	1,214円38銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当期純利益金額	1,253,250千円	1,001,866千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純利益	1,253,250千円	1,001,866千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	825,000株

### 3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
純資産の部の合計額	16,741,416千円	17,703,603千円
純資産の部から控除する合計額		
普通株式に係る期末の純資産額	16,741,416千円	17,703,603千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	825,000株	825,000株

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

#### (1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。



委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2018年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「委託先運用会社」

リーフ アメリカ エル エル シー

資本金の額

2017年12月末日現在、158,930千米ドル

事業の内容

米国籍の会社であり、内外の不動産投資に係る投資運用業務を営むとともに、不動産投資信託の運用及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3) 「販売会社」（資本金の額は、2018年3月末日現在）

名 称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
阿波証券株式会社	100	
株式会社 S B I 証券	48,323	
寿証券株式会社	305	
三縁証券株式会社	150	
静岡東海証券株式会社	600	
荘内証券株式会社	100	
ばんせい証券株式会社	1,558	
益茂証券株式会社	515	
楽天証券株式会社	7,495	

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「委託先運用会社」は、主に以下の業務を行います。

リーフ アメリカ エル エル シーは、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の

委託を受け、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産および不動産投資信託証券等の運用の指図(外国為替予約取引の指図を除きます。)を行います。

(3)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

### 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。2018年3月末日現在)

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株(持株比率8.01%)保有しています。

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株(持株比率6.09%)保有しています。

### 第3【その他】

- 1 投資信託説明書(交付目論見書)の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。また、インターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等を含みます。)も掲載する場合があります。
- 2 投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。
- 3 投資信託説明書(交付目論見書)のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。
- 4 投資信託説明書(請求目論見書)の巻末に、ファンドの約款を添付します。
- 5 投資信託説明書(交付目論見書)及び投資信託説明書(請求目論見書)は、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2018年6月21日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月11日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宝金正典 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「世界3資産分散ファンド」の平成29年10月19日から平成30年4月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「世界3資産分散ファンド」の平成30年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。